**健康すいた２１（第２次）計画の期間延長の骨子案**

**１　趣旨**

　　健康すいた２１（第２次）は、健康増進法第８条に基づく「吹田市健康増進計画（第２次）」と食育基本法第１８条に基づく「吹田市食育推進計画（第２次）」、吹田市歯と口腔の健康づくり推進条例に基づく「吹田市歯と口腔の健康づくり推進計画」の３計画の総称です。

　　すべての市民が「健やかでこころ豊かに暮らせる健康・医療のまち」の実現に向けて、「健康寿命の延伸」と「生活の質（ＱＯＬ）の向上」を基本目標とし、がん、循環器疾患などの生活習慣病の発症や重症化予防をはかるとともに、市民一人ひとりによる主体的な健康づくりや、地域社会による積極的な健康づくりの支援を通じ市全体での健康づくりの推進を目指しています。

第２次計画の計画期間は、平成２８年（２０１６年）４月１日から令和３年（２０２１年）３月３１日までの５年間となっており、令和２年度（２０２０年度）は第３次計画を策定する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、策定のために十分な期間が確保できないこと、またコロナ禍を経て、市民の健康づくりに対する意識の変化や行動変容が予想されることから、社会情勢を見極めたうえで新たな計画策定を行う必要があると考えています。

以上のことから、第３次計画策定時期を令和３年度（２０２１年度）に変更し、第２次計画の計画期間を延長します。

**２　変更点**

第２次計画の期間を現行より１年間延長します。

【現行】平成２８年（２０１６年）４月から令和３年（２０２１年）３月まで

【変更】平成２８年（２０１６年）４月から令和４年（２０２２年）３月まで